

会津美里町行政改革大綱

～自立に向けた集中改革プラン～

《第2次改訂版》

会津美里町

平成18年4月策定
平成20年5月改訂
平成22年3月改訂

目 次

行政改革大綱（集中改革プラン）策定の背景	1
1. 分権型社会システムへの転換	1
2. 行政改革大綱（集中改革プラン）の策定	1
3. 行政改革大綱（集中改革プラン）の改訂	2
行政改革大綱（集中改革プラン）の内容	3
1. 基本的考え方	3
2. 基本方針	3
3. 計画期間	3
4. 推進体制	4
5. 行政改革大綱（集中改革プラン）の体系	5
地域協働の推進	6
1. 基本的考え方	6
2. 平成21年度までに実施した項目	6
3. 平成22年度の具体的取組項目	6
事務事業の再編・整理、廃止・統合	7
1. 基本的考え方	7
2. 行政評価システム導入の目的	7
3. 平成21年度までに実施した項目	8
4. 平成22年度の具体的取組項目	8
民間委託等の推進	11
1. 基本的考え方	11
2. 民間委託等の方法	11
3. 公の施設等の取組目標	12
人材育成及び人事管理の適正化	14
1. 定員管理の現状分析及び課題	14
2. 今後の定員管理のあり方	14
3. 平成21年度までに実施した項目	15
4. 人事評価制度の導入	16
第三セクター等の見直し	17
第三セクター等の見直しの状況	17
電子自治体の推進	18
1. 基本的考え方	18
2. 平成21年度までに実施した項目	18
3. 平成22年度の具体的取組目標	18

地方公営企業の経営健全化	19
1. 上水道事業	19
2. 下水道事業	19
3. 工業団地造成事業	20
4. 住宅用地造成事業	20

行政改革大綱（集中改革プラン）策定の背景

1. 分権型社会システムへの転換

少子高齢化による人口減少時代を迎え、また、国、地方を通じた厳しい財政状況の中で、地方公共団体は、住民の負担と選択に基づき各々の地域にふさわしい公共サービスを提供する「分権型社会システム」に転換していく必要がある。これまで行政が主に担ってきた行政サービスの提供を、地域における住民団体やNPO、企業等の多様な主体が担えるような多元的な仕組みを整えていくことが求められている。

現在の地方公共団体を取り巻く状況は、全国的にも市町村合併が推進され、その規模・能力は急速に拡大しつつあり、これに伴い広域自治体のあり方の見直しが求められるなど、地方公共団体の果たすべき役割が改めて問われている。

このような状況のなか、地方公共団体においては、新たな視点に立って不斷に行政改革に取り組み、その体制を刷新していくことが求められており、国においても、平成16年12月24日に閣議決定された「今後の行政改革の方針」を踏まえ、地方公共団体に対し「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（平成17年3月29日付け総務事務次官通知）を定め、この指針に基づく一層積極的な行政改革の推進を求めている。

会津美里町においても、新町発足を契機として、単に行政の効率化のみを追求するだけでなく、ますます多様化する住民ニーズをより的確に把握し、限られた財源を有効的に活用しながら各種施策を推進することが求められており、これらの状況を改めて認識し、住民との協働により、危機意識と改革意識を持って行政改革を進めていく必要がある。

2. 行政改革大綱（集中改革プラン）の策定

新町発足後新たに調整すべき事項や合併時からの課題、問題点なども生じてきていることから、現時点での状況を加味し、町の政策や施策、事務事業全般にわたって総合的に検証を行い、効率的な行財政運営を図る必要がある。

こうしたことから、行財政改革を本町における不断の課題であると位置づけ、町の行財政全般についての総点検を実施し、「最小の経費で最大の効果を上げる」ための行財政システムを構築するとともに、行財政の抜本的な改革による行政本来の役割の重点化を進めながら、住民と行政の協働による新しいまちづくりを目指して、町の行政改革の基本理念と具体的取組の指針として平成18年4月に「会津美里町行政改革大綱（集中改革プラン）」を策定した。

3. 行政改革大綱（集中改革プラン）の改訂

社会情勢や住民ニーズなど、町を取り巻く環境はめまぐるしく変化しており、町の行財政運営は今後も厳しいものと予測される。

本町においては、平成20年5月に当該プランの改訂により取組項目の追加等を行い、積極的な行財政改革を進めてきた。今回、平成21年度までの実施状況を踏まえ、平成22年度の取組みを新たに整理し、平成22年度までの計画として第2次改訂を行うこととする。

今後については、計画の一元化を図る観点から、現在策定を進めている町の最上位計画である第2次総合計画（平成23年度から平成27年度まで5年間）基本計画の一部（政策名「効率的で効果的な行財政運営」）を行政改革大綱として位置づけ、別途実施計画（集中改革プラン）を策定することとする。

なお、今回の改訂にあたっての基本方針については、原則として従前の方針を踏襲するものとする。

行政改革大綱（集中改革プラン）の内容

1. 基本的考え方

本町は、平成17年10月1日、会津高田町、会津本郷町及び新鶴村の3町村合併により誕生し、「会津美里町第一次振興計画」に基づき、会津美里町の将来像「会津文化の源流 人が輝き 夢が広がる 環境共生のまち」実現のため、計画的なまちづくりを進めている。この計画を基本とし、「効率的な行政運営の確立」「自立可能な財政構造の構築」「協働によるまちづくりの推進」を進めることにより、分権型社会システムの構築を目指す。

2. 基本方針

(1) 効率的な行政運営の確立

地方分権の時代にふさわしい自立した自治体としての役割を果たすため、自己決定、自己責任を基本に、多様な分野での地方分権を積極的に推進するとともに、行政組織・機構の見直しや事務事業の見直し、電子自治体の構築、職員の意識改革と資質向上、行政評価制度の導入など、計画的に行政改革を進める。

(2) 自立可能な財政構造の構築

中長期的な財政状況を展望し、中期財政計画に基づき、すべての分野における経費の節減合理化や自主財源の確保拡充に努めるとともに、財政分析・評価手法を導入しながら、財源の重点配分に努め、限られた財源で最大の効果を上げ、計画的、効率的な財政運営を推進する。

(3) 協働によるまちづくりの推進

住民と行政が役割と責任を確認しながら協働してまちづくりを進めていくために、住民と行政とのパートナーシップの強化を図るとともに、ＩＴの活用等により多くの機会をとらえて行政の仕組みやまちづくりに関する情報提供、学習機会の提供や、ボランティア、NPO活動などを推進し、協働のまちづくりの仕組みを構築する。

3. 計画期間

「会津美里町行政改革大綱（集中改革プラン）」の計画期間は、平成17年度を起点とし、平成22年度までの6年間とし、具体的な目標及び取組を明示する。

また、計画の進捗状況を毎年度把握し、改革の着実な推進を図るとともに、必要に応じて計画内容の見直しを行うものとする。

4. 推進体制

(1) 行政改革推進委員会

専門的知識を有する学識経験者及び各種団体の代表者、公募による委員等15名以内で構成し、簡素にして効率的な町政を実現するため、町長の諮問に応じて、行政改革の推進に関する重要事項を調査審議する。

(2) 行政改革推進本部

副町長、課長、局長、室長、支所長等により組織し、次の事項を掌握する。

○行政改革大綱の策定及び実施に関すること。

○行政改革大綱の進行管理に関すること。

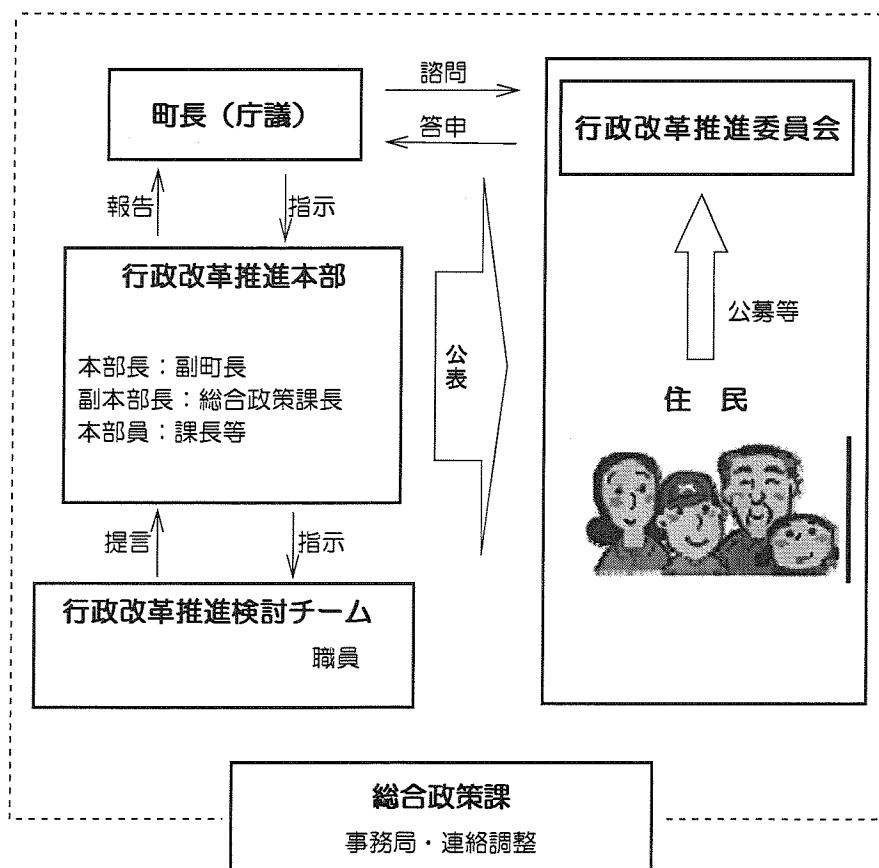
○その他行政改革に係る重要な事項に関すること。

(3) 行政改革推進検討チーム

行政改革推進本部の下部組織として設置し、各課にまたがる横断的な項目や専門的な項目について調査・検討を行い、行政改革推進本部に提言する。

(4) 公表

行政改革の進捗状況については、ホームページ等により、広く住民に公表する。



5. 行政改革大綱（集中改革プラン）の体系

- 地域協働の推進
- 事務事業の再編・整理、廃止・統合
- 民間委託等の推進
- 人材育成及び人事管理の適正化
- 第三セクター等の見直し
- 電子自治体の推進
- 地方公営企業の経営健全化
 - 上水道事業
 - 下水道事業
 - 工業団地造成事業
 - 住宅用地造成事業

地域協働の推進

1. 基本的考え方

多様化する行政需要に的確かつ迅速に対応するためには、住民と行政がそれぞれ役割と責任を確認しながら協働してまちづくりを進めていく必要がある。その前提として、政策形成過程に町民が参加するためのルール化や事業主体としてNPOや住民団体等が活動できる環境づくりが求められる。地域協働の必要性について全町的な合意形成を図り、住民と行政があらゆる情報を共有し、「対話と協働」によるまちづくりを推進する。

2. 平成21年度までに実施した項目

事務事業名	概要	実施年度
パブリックコメント制度の導入	「パブリックコメント手続きの試行に関する要綱」を平成20年5月1日に施行した。 「みんなの声をまちづくりにいかす条例」において、町民参加の方法の1つとして整理した。	H20
みんなの声をまちづくりにいかす条例の制定	公募による町民で組織する「まちづくり町民会議」からの提言を受けて、行政活動への町民参加の具体的なルールを定めた「みんなの声をまちづくりにいかす条例」を制定し、平成22年4月1日から施行する。	H21

3. 平成22年度の具体的取組項目

項目	取組方針 H22取組内容
町民活動支援センター設置の検討	NPOやボランティア団体の代表者等による検討委員会を組織し、センター設置に向けた具体的な検討を行う。 ・設置に向けた検討（H23.4.1設置予定）

事務事業の再編・整理、廃止・統合

1. 基本的考え方

限られた財源のなかで、多様化する住民ニーズや新しい行政課題に対応するため、行政評価を基本とした行政経営システムの確立を目指す。事務事業評価においては、「最小の経費で最良の住民サービスを提供する」という行政運営の基本原則を実践するために、評価のロジックを明確にし、目的妥当性、有効性、効率性、公平性の観点から評価を行い、事務事業の再編・整理、廃止・統合の可能性を検証する。また、住民と行政の役割分担、行政が直接担うべき行政サービスの範囲について住民を交えた検討を行うとともに、ホームページ等を活用し、積極的な情報公開を推進する。

2. 行政評価システム導入の目的

(1) 成果重視の行政運営の推進

厳しい財政状況の中で、成果の上がらない行政活動を行う余裕はなく、確実に成果を上げる事業に集中する必要がある。事務事業評価の導入により、PDCAサイクルの確立を図り、どれだけ住民に成果をもたらしたかを具体的な指標や数値目標により把握することで、成果重視の行政運営を推進する。

(2) 職員の意識改革の実現

これから行政運営においては、限られた財源、限られた人員の中で多様化・高度化している住民ニーズに応えていく必要がある。事務事業評価の導入により、行政活動を「成果重視」「コスト削減」等の住民本位の視点で評価を行うことで、成果重視志向へと職員の意識改革を図る。

(3) 説明責任の徹底

自立的な自治体運営を確立するためには、住民の参加を促し、住民と行政との協働によるまちづくりが求められている。そのためには、まず行政活動に関する情報を行政と住民が共有することが必要である。事務事業評価の導入により、評価結果を公表し、行政活動の内容を明らかにすることで、住民への説明責任を果たす。

3. 平成21年度までに実施した項目

事務事業名	概要	実施年度
行政評価システムの導入	客観的基準を用いて評価を行い、事務事業の見直しを行う仕組みとして、事務事業評価（事後評価）を導入した。	H18
補助金・交付金の見直し	「補助金制度に関する指針」を策定し、客観的な視点からの見直しを実施した。	H18
契約事務の合理化	OA機器、車両のリース、ソフトウェアの使用権許諾、公共施設管理の委託等に長期契約制度を導入した。	H18
給食センターの統合	本郷給食センターを高田給食センターへ統合した。	H19
枠配分方式による予算編成システムの確立	課別枠配分方式を導入し、効率的な予算編成が行えるシステムの確立を目指した。	H19
中学校の統合（高田中学校）	高田第一中学校と高田第二中学校を統合し、高田中学校とした。	H19
審議会の運営の関する基準の策定	「審議会等の設置及び運営に関する基本指針」「審議会等の委員の公募に関する実施基準」を策定した。	H20
住民満足度調査の実施	住民満足度を視野に入れた行政運営を図るため、2500世帯に満足度調査を実施した。（回収率：86.6%）	H20
地球温暖化問題への取組	「町地球温暖化対策実行計画」を策定し、地球温暖化対策推進会議により進捗管理を行った。	H20
小学校の統合（宮川小学校）	永井野小学校、旭小学校、藤川小学校、尾崎小学校を統合し、宮川小学校を設置した。	H20
特別職定数等の検討	「審議会等の設置及び運営に関する基本指針」により、特別職の定数見直しを行った。	H21
公用車の削減	公用車を順次削減（18台）し、集中管理による稼働率の向上を図った。	～H21

4. 平成22年度の具体的な取組項目

項目	取組方針 H22取組内容
行政評価システムの確立	行政評価を基本とした行政経営システム確立のため、事務事業評価に加えて、第2次総合計画を見据えた施策評価、施策優先度評価、事務事業優先度評価、H23以降の新規事業に対する事前評価を実施する。 ・事務事業評価の定着 ・施策評価、施策優先度評価、事務事業優先度評価、新規事業に対する事前評価の実施 ※第2次総合計画の策定とあわせて実施

項目	取組方針 H22取組内容
補助金等の整理合理化	事務事業評価結果と「補助金制度に関する指針」に基づく精査を徹底するとともに、第三者機関の設置についても検討する。 ・精査、第三者機関設置の検討
効率的な予算編成システムの確立	行政評価結果を活用した施策別総枠配分予算編成システム構築に向けた検討を行う。 ・検討
審議会等の運営及び設置に関する見直しの実施	「審議会等の設置及び運営に関する基本指針」に基づき、審議会等の改選期にあわせて見直しを実施する。 ・実施（改選期）
地球温暖化問題への取組	「地球温暖化対策実行計画」の推進を図る。 府内において公用車のエコドライブを推進する。 ・実施
窓口業務改善への取組	組織機構改革検討委員会において、支所機能のあり方とともに、検討を進める。 ・検討（H23新組織実施予定）
行政コスト計算書・バランスシートの作成	平成21年度決算ベースでの財務4表を作成し、公表する。 ・作成、公表
入札制度の改善	事後審査型一般競争入札（総合評価方式）を継続して実施していくとともに、予定価格の公表時期について検討する。 ・実施（検討）
公共施設の計画的維持管理	財産台帳の整備を行い、今後の公共施設管理のあり方を検討する。 ・台帳の整備
公有財産の有効活用	「公有財産利活用基本方針」を策定し、公有財産の有効活用と売却等について計画的に進める。 ・方針の策定
公共施設の開館日・開館時間の検討	利用者のニーズや地域の実情を十分考慮して検討を進める。 実施時期については、使用料・手数料の見直しとあわせて行う。 ・検討（実施）
幼稚園・保育所の適正な配置	認定こども園（私立）の設置に向けて、準備を進める。 ・設置に向けた準備（H23.4.1設置）
公用車の削減	公用車を順次削減し、集中管理による稼働率の向上を図る。 H21削減目標：1台 ・実施

項目	取組方針
	H22取組内容
使用料・手数料の見直し	<p>「使用料・手数料の見直し基本方針」に基づき見直しを図る。</p> <p>実施時期については、社会経済情勢等を考慮し、総合的に判断するとともに、「みんなの声をまちづくりにいかす条例」に基づく町民参加手続を行い、町民への十分な周知を図る。</p> <p>・検討（実施）</p>
行政組織及び機構改革	<p>第2次総合計画の政策体系に対応した組織編成について、組織機構改革検討委員会において検討を進める。実施にあたっては、町民への十分な周知を図る。</p> <p>・検討（H23新組織実施予定）</p>
政策調整機能の強化	<p>組織機構改革検討委員会において、計画部門と財政部門の連携を視野に、効率的な行政経営システムの構築について検討を進める。</p> <p>・検討（H23新組織実施予定）</p>
小学校の統合	<p>赤沢小学校と高田小学校を統合する。</p> <p>・H22.4.1実施</p> <p>本郷第一小学校と本郷第二小学校を統合する。</p> <p>・統合に向けた準備（H25.4.1実施予定）・</p>

民間委託等の推進

1. 基本的考え方

民間委託等の推進については、事務事業全般にわたって、幅広く点検を実施し、行政が担うべき領域についての検討を行う。検討に当たっては、効率性、専門性、行政責任の確保等の観点を踏まえつつ、住民サービスの向上を目指して、民間委託等を積極的かつ計画的に推進する。また、その受け皿として、地域協働の考え方に基づき、民間事業者に限らず、住民団体やNPO、ボランティアさらには行政と住民などが協力しあう新たな事業形態による可能性も検討する。なお、委託に当たっては、公正で合理的かつ能率的な実施を図ることとする。

今後の行政運営に当たっては、定員管理の適正化により、限られた職員数により行政運営を行っていく必要があることから、職種別の職員の退職、新規採用の状況など、別に定める定員適正化計画との整合性を図りつつ、効率的な行政運営の実現のため、行政が担うべき役割を重点化し、住民ニーズへの迅速、的確な対応を図る。

2. 民間委託等の方法

民間委託等の推進については、以下の4つの方法を基本とし、業務内容や手法の特性に応じて、どの方法が適切か検討する。

(1) 業務委託

業務委託とは、町がその権限に属する事務事業等を直接は実施せず、その他機関や特定のものに行わせることで、本来、町が直接遂行すべき業務を直営で処理するのではなく、行政責任を果たす上で必要な監督権などを留保したうえで、民間企業や住民団体などの諸団体または個人などにその事務処理を委ねることをいう。

業務委託では、町の行政責任を果たす必要があることから、契約に際して、町と委託先の責任の範囲をあらかじめ明示しておくとともに、契約の履行過程において、町の管理監督が働くように十分留意する必要がある。

(2) 指定管理者制度

指定管理者制度とは、平成15年6月の地方自治法の一部改正により、これまで出資団体や公共的団体等にしか認められなかった公の施設の管理について、幅広く民間業者やNPO法人などの団体に管理代行させができる制度をいう。多様化する住民ニーズに、より効率的、効果的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の節減等を図る。

(3) PFI

PFI (Private Finance Initiative) とは、従来、町が自ら行ってきた公

共施設の設計、建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力、技術的能力を活用して行い、町が直接実施するより効率的かつ効果的に公共サービスを提供する手法をいう。事業の実施者はあくまで民間事業者であり、事業実施の責任は基本的に公共部門から民間事業者に移転されることを事前に契約で定める。

PFIを活用するに当たっては、情報や実務的なノウハウの集積に努めるとともに、今後PFIの特長を生かし、一層効率的、効果的な事業実施が期待できる事業について、調査、研究を進め、導入を検討する。

(4) 民営化

町が行っている事務事業の全部または一部の実施主体を、全面的に民間に移行することをいう。

民営化に当たっては、法令等の改正により町が主体となって行う必要がないか、町がサービス提供主体から撤退しても十分なサービスの量や質が維持、確保されるか等の視点により検討する。民営化を実施する際には、業務をただ丸投げするだけでなく、事業者の業務遂行能力や執行体制の適正などについて、十分な監視、指導を行う。

3. 公の施設等の取組目標

(1) 基本的考え方

公の施設については、隨時、施設管理の在り方についての点検、見直しを図り、民間委託等の導入を積極的に検討し、管理コストを削減した上で、利用者が満足できるサービスの提供を目指す。

また、公の施設以外の施設についても検討を行い、経費の節減や住民サービスの向上が見込まれる場合には、民間委託等を導入する。

(2) 平成21年度までに民間委託等による管理へ移行した施設

施設名	概要	指定期間
高田児童館	指定管理者制度の活用	H18.4.1～H23.3.31 5年間
本郷ティーサービスセンター	指定管理者制度の活用	H18.4.1～H23.3.31 5年間
新鶴ティーサービスセンター	指定管理者制度の活用	H18.4.1～H23.3.31 5年間
高田温泉「あやめの湯」	指定管理者制度の活用	H18.4.1～H23.3.31 5年間
本郷温泉「湯陶里」	指定管理者制度の活用	H18.4.1～H23.3.31 5年間

施設名	概要	指定期間
新鶴温泉健康センター	指定管理者制度の活用	H18.4.1～H23.3.31 5年間
宿班研修施設「ほっとぴあ新鶴」	指定管理者制度の活用	H18.4.1～H23.3.31 5年間
ふるさと観光物産館	指定管理者制度の活用	H18.4.1～H23.3.31 5年間
せせらぎ緑地公園	指定管理者制度の活用	H18.4.1～H23.3.31 5年間
本郷インフォメーションセンター	指定管理者制度の活用	H19.4.1～H22.3.31 3年間
ふれあいセンター「あやめ荘」	指定管理者制度の活用	H20.4.1～H23.3.31 3年間
本郷老人福祉センター	指定管理者制度の活用	H20.4.1～H25.3.31 5年間
新鶴高齢者福祉センター	指定管理者制度の活用	H20.4.1～H25.3.31 5年間
保健センター	指定管理者制度の活用	H20.4.1～H23.3.31 3年間
新鶴体育館	指定管理者制度の活用	H21.4.1～H24.3.31 3年間
吹上運動場	指定管理者制度の活用	H21.4.1～H24.3.31 3年間
ふれあいの森スポーツ公園	指定管理者制度の活用	H21.4.1～H24.3.31 3年間
高田児童クラブ	指定管理者制度の活用	H21.4.1～H23.3.31 2年間
地域包括支援センター	業務委託制度の活用	H21.4.1～

(3) 平成22年度、民間委託等による管理へ移行する施設

施設名	概要	指定期間
本郷インフォメーションセンター	指定管理者制度の活用	H22.4.1～H25.3.31 3年間

人材育成及び人事管理の適正化

1. 定員管理の現状分析及び課題

定員モデル、類似団体との部門別比較

平成17年10月1日の合併時における本町に対する第8次定員モデルの試算値数は196名となっている。本町の一般行政職の職員数は206名（平成17年10月1日現在）となっており、定員モデル対象職員数と比較すると10名多い状況にある。これは町村合併による職員増であり、一般行政部门では、特に合併による住民サービス低下の防止を考慮し、それぞれの庁舎に総合窓口的な支所を設置したため、業務が重複し人員超過となっている。

今後の職員削減は避けることのできない課題であり、以下の項目を考慮し、早急に組織の見直しを図りながら、住民サービス低下を招くことなく、定員管理適正化に取り組むものとする。

2. 今後の定員管理のあり方

(1) 基本的考え方

町村合併により定員モデルを超過した職員数を、将来の行政需要等を勘案しながら減員する。平成17年度を初年度とし、平成23年4月までの6年間で、全体の職員数300名（平成17年10月1日現在）を、64名の減員を図ることにより21.3%の削減率とし、平成23年4月1日現在での職員数を236名とする。

(2) 主な定員適正化手法の概要

①新規採用の抑制

退職者に対する新規採用の補充は、極力抑制することを基本としながらも、平成22年度以降は、行政サービスに支障がないよう計画的な新規採用を行っていく。

②民間委託等の導入

行政自らが行うよりも、民間の活力を導入した方が費用対効果や効率性が認められる業務及び施設等については、積極的に活用するとともに、職員の任用替えについても検討する。

③組織・機構改革

行政需要に対応した組織・機構を基本とし、事業の見直し、人員の適正配置、機構改革を行う。

④退職勧奨制度の実施

退職者の勧奨を、適時実施する。

(3) 新規採用者及び退職者の見込み

新規採用者及び退職者数の見込みは、以下のとおりとする。

年度	定員目標値(4月1日) (うち公営企業職員数)	新規採用 (4月1日)	退職者数 (3月31日)	減員数
平成17年度	300 (17)		6	
平成18年度	294 (18)	0	17	▲6
平成19年度	277 (17)	0	11	▲23
平成20年度	266 (16)	0	21	▲34
平成21年度	245 (15)	0	18	▲55
平成22年度	238 (15)	11	13	▲62
平成23年度	236 (15)	11		▲64

※平成17年度は10月1日現在の定員数

※平成17年度から平成21年度までは実績値

※派遣職員含む、教育長及び特別職は含めない

3. 平成21年度までに実施した項目

事務事業名	概要	実施年度
人材育成に関する基本方針の策定	総合的な観点で職員の能力開発を推進するため、人材育成の方策を明示した人材育成基本方針を策定した。	H18
職員提案制度の導入	効率化や住民サービスの向上が図れる事務事業等について、職員自ら提案する制度を導入した。	H18

4. 人事評価制度の導入

組織を活性化させ、業務効率を高めるためには、職員研修を充実させるとともに個々の職員が持てる能力を最大限に発揮させることが重要である。職員一人ひとりの能力開発と人材育成を図り、職員のやる気や向上心を高め、組織の活性化を進めていくため人事評価制度を導入する。

項目	取組方針
	H22取組内容
人事評価制度の構築	<p>職員のやる気や向上心、能力を高め、結果的に行政サービスの質の向上につなげていくことを目的に、職員研修の充実とともに職員が持てる能力を最大限発揮できるよう評価制度の構築に取り組む。</p> <p>・係長以上の第1次試行、一般職の詳細設計 (H25全職員本格導入予定)</p>

第三セクター等の見直し

第三セクター等の見直しの状況

(1) 平成22年4月1日時点における法人数：2法人

株式会社会津美里振興公社

株式会社米夢の郷

(2) 見直しの実施方針

①株式会社会津美里振興公社

資本と経営の分離を図るため、すでに民間人を非常勤取締役に採用しているが、株式の保有状況は町が、82.3%とほとんどを占めている。さらに指定管理施設の売り上げと町への人材派遣事業の収入がほとんどである。

足腰の強い経営を確立するため、持ち株率を段階的に引き上げる努力をし、町の株式保有率を49%まで下げ、資本上での自立を目指すとともに、経営方針に基づく経営改善を進める。

また、新規事業の開拓や町外への人材派遣事業の推進により、外部収入の獲得を目指す。

②株式会社米夢の郷

町農業の所得向上と振興策を目的に平成11年に加工米工場が建設され、その後、当初目的に添った形で平成17年に農業生産組織を設立し運営にあたっている。

補助事業であることや設置目的が特殊であることなどから、慎重に検討しながら最終的には町から切り離し、独自運営ができる対応を検討していく。

当面は、隨時経営状況を確認し、必要に応じた指導・助言を行うこととする。

電子自治体の推進

1. 基本的考え方

総合政策課内に情報政策係を設け、情報通信システムの安全性・信頼性の確保に配慮しながら、「会津美里町地域情報化基本計画」に基づき、地域の情報化と行政内部の情報化を総合的かつ計画的に推進する。また、合併により行政サービスの低下につながらないよう、情報技術社会や高度化する住民ニーズに対応した電子自治体を構築し、事務の効率化・省力化・迅速化を図る。

2. 平成21年度までに実施した項目

事務事業名	概要	実施年度
電子申請システム導入	従来の窓口申請に加えてインターネットに接続されたパソコンを使用することで、自宅や職場から届出や申請することが可能となった。	H17
施設予約システム統合	旧町村単位で地域インターネット事業により導入済みの施設予約システムを統合することでスムーズな町内の施設予約が可能となった。	H18
会津美里町H&Sネットワーク整備事業	各地域間の情報の共有化と災害時の情報伝達を図るために、町内全域に光ファイバーを敷設するとともに、防災情報システムを整備する。	H19 ～H21

3. 平成22年度の具体的取組目標

項目	取組方針
	H22取組内容
美里H&Sネットワーク活用事業の検討	光ファイバー網や防災情報システムを利用した住民サービス等について検討する。 ・検討

地方公営企業の経営健全化

1. 上水道事業

(1) 収益の向上

水道事業の安定を図るため、安全性の高い水道水について広報紙などに掲載し、新規加入者や自家用井戸水からの切り替え促進を行う。

(2) 料金の適正化・経費の節減

平成18年度に料金を統一したが、経常経費の節減も厳しい状況であることから、料金の適正化の検討を行う。併せて経費の節減に努める。

(3) 収納対策の強化

水道料金の収納については、未納のないよう万全を期す必要があり、納期限までに納付しない未納者に対しては、納入催告の通知をするとともに戸別訪問などにより納付催告を行い、応じない場合は、給水停止を実施し、継続的な収納対策の強化を図る。

(4) 民間への業務委託の推進

民間の手法により委託できるものは、安全性、効率性、経済面を充分検討し、問題点、課題等があれば実施している先進地市町村を調査し、住民サービスを低下させない体制で業務委託の推進を図る。

(5) 事業計画予算の適正化

上水道・簡易水道事業の統合を行い、高田地区石綿セメント管更新事業など多額の経費を要する設備投資事業については、年度ごとの水道収益見込みと企業債償還額を対比させた事業計画を策定し、適正化に努める。

2. 下水道事業

(1) 収益の向上

下水道事業の安定を図るため、受益者負担金・分担金の趣旨説明とともに、早期に排水設備に接続するよう下水道工事説明会や広報紙等での啓蒙及び下水道推進協力員による加入促進等を実施し、下水道料金等の確保に努める。

(2) 料金の適正化・経費の節減

現行の下水道料金で運営することを基本とし、引き続き経費の節減に努める。

(3) 収納対策の強化

水道料金と併せた下水道料金の収納については、未納のないよう万全を期す必要があり、納期限までに納付しない未納者に対しては、納入催告の通知をするとともに戸別訪問などにより納付催告を行い、収納対策の強化を図る。

(4) 民間への業務委託の推進

公共下水道や農業集落排水事業の運転管理などの維持管理業務は、民間へ委託しているところから引き続き民間委託し、経費の軽減を図るため複数年契約を検討する。

また、民間の手法により委託できるものは、安全性、効率性、経済面を充分検討し、問題点、課題等があれば実施している先進地市町村を調査し、住民サービスを低下させない体制で業務委託の推進を図る。

(5) 事業計画予算の適正化

公共下水道事業に多額の経費を導入して建設中であることから、設備投資とともに企業債償還金が増大するため、資本費平準化債を借入、償還元金の返済に充て、無理のない計画的な予算の適正化に努めるものとする。

また、農業集落排水事業未整備地区を市町村型合併浄化槽事業とし、町内全域の下水道化構想を変更する。

3. 工業団地造成事業

工業団地販売価格の見直しや、操業奨励金・雇用促進奨励金制度による有利性を活かし、早期売却を推進する。

4. 住宅用地造成事業

団塊の世代や定住・二地域居住、U・I・Jターン希望者へ、空き家情報と住宅団地情報等を提供し、早期売却を図る。

